

町田市所管の社会福祉法人
について（報告書）

2015年3月
町 田 市

はじめに

地域主権改革に伴う社会福祉法の改正により、2013年4月1日から「町田市内に主たる事務所を置き、その行う事業が町田市の区域を越えない社会福祉法人」の所轄庁が、東京都知事から町田市長に変更となり、社会福祉法人の指導監督業務（主に認可と指導検査業務）を町田市が行うことになりました。

業務開始から2か年が経過し、所管法人からの申請に対する認可や所管全法人への指導検査の結果から得た所管法人の現状とその傾向、課題と課題に対する取り組みについて報告書にまとめました。

この報告書を広く市民の皆様にご覧いただくことで、地域で社会福祉事業を担っている社会福祉法人及びその制度を知るきっかけの一つになれば幸いです。また、社会福祉法人の関係者の方々におかれましては、法人運営の参考資料としてご活用いただければ幸いです。

地域福祉部

目次

第1	町田市所管の社会福祉法人の現状と傾向	-----	1
1	法人の基本情報	-----	1
2	経営組織	-----	5
3	資産状況	-----	7
4	事業運営	-----	11
5	適正性	-----	13
6	法人が抱える課題や課題に対する取り組みの事例	-----	16
第2	資料編	-----	19
1	認可実績	-----	19
2	指導検査実績	-----	20
3	事業実施状況	-----	21
第3	関連ホームページ	-----	22

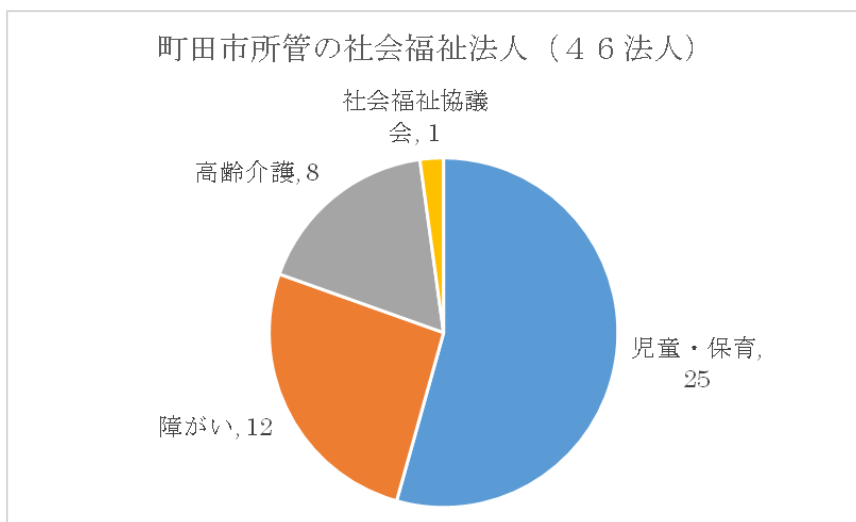
第1 町田市所管の社会福祉法人の現状と傾向

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人で、「公益性」と「非営利性」の両面の性格を備え、特別養護老人ホームの経営や、保育所の経営等、社会福祉法第2条に規定された社会福祉を目的とする事業を行います。このほか社会福祉法人は、社会福祉事業に支障がない限り、公益事業（あんしん相談室等）及び収益事業（自動販売機の設置等）を行うことができます。

ここでは2013年度から2か年で実施した指導監督業務の実績から、所管法人の現状と傾向、また指導検査の結果から得た法人の課題や取り組みを紹介します。

1 法人の基本情報

○ 所管法人の数と主な事業分野（2014年4月1日現在）



※ 法人が経営する主な事業分野別に整理しています。

町田市では、46の法人を所管しています。

2014年4月1日現在、東京都管内の社会福祉法人数は、1041法人で内訳は次のとおりです。

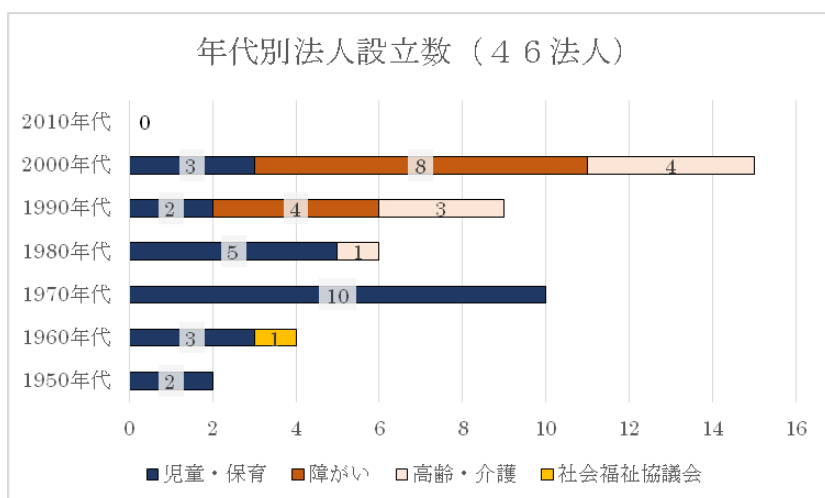
国所管：104法人（厚生労働大臣：32法人、関東信越厚生局長：72法人）

東京都所管：220法人

23区所管：342法人

26市所管：375法人

○ 設立時期（2014年4月1日現在）

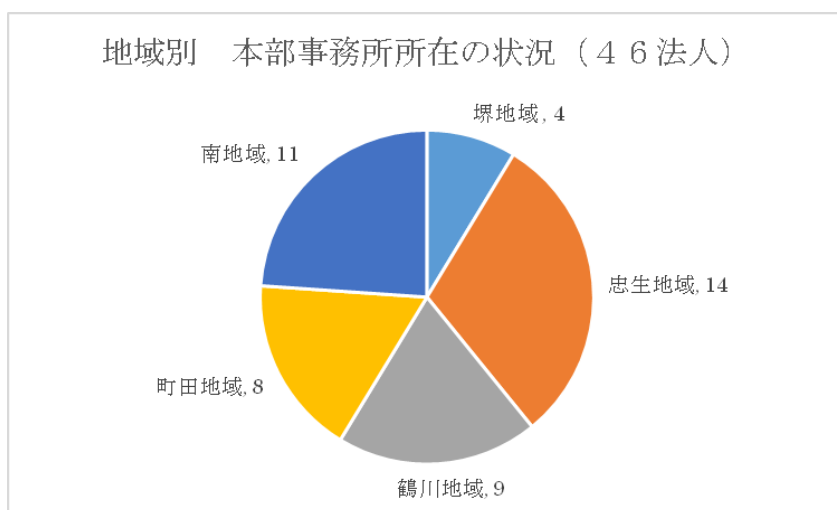


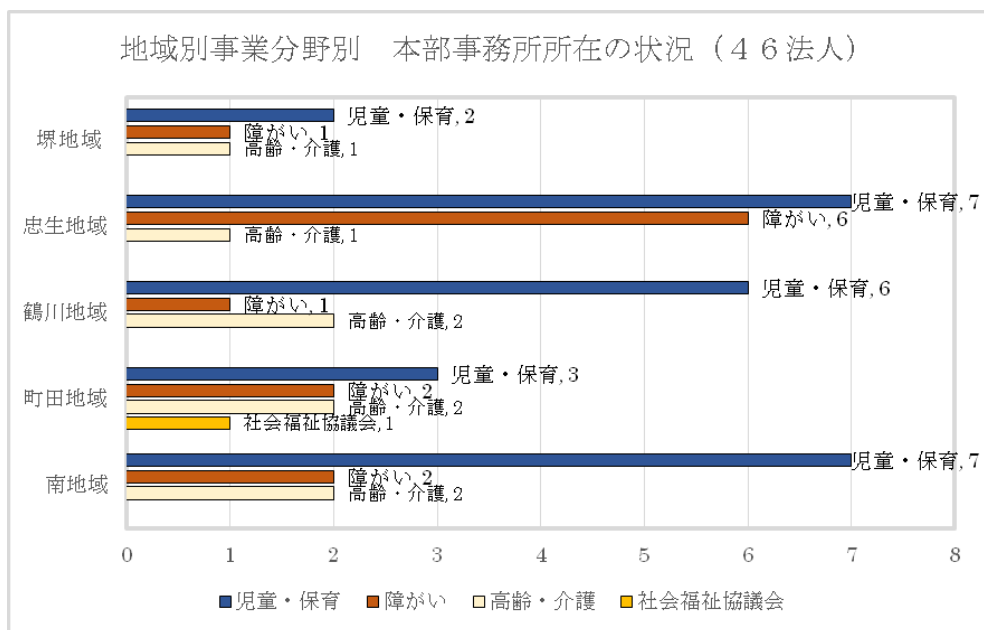
※ 設立登記をもって法人設立となりますが、設立認可日で集計しています。

町田市の所管法人を設立時期で見ていくと、古くは1950年代が2法人あり、設立年度は1952年度が一番古く、次いで1958年度になります。1960年代になると、1965年度に1法人の設立があり、設立後およそ50年を経過した歴史ある法人が3法人あります。この3法人は、いずれも児童・保育分野の法人になります。一方、直近の設立は、2005年度の2法人で、2015年度で設立後10年が経過します。

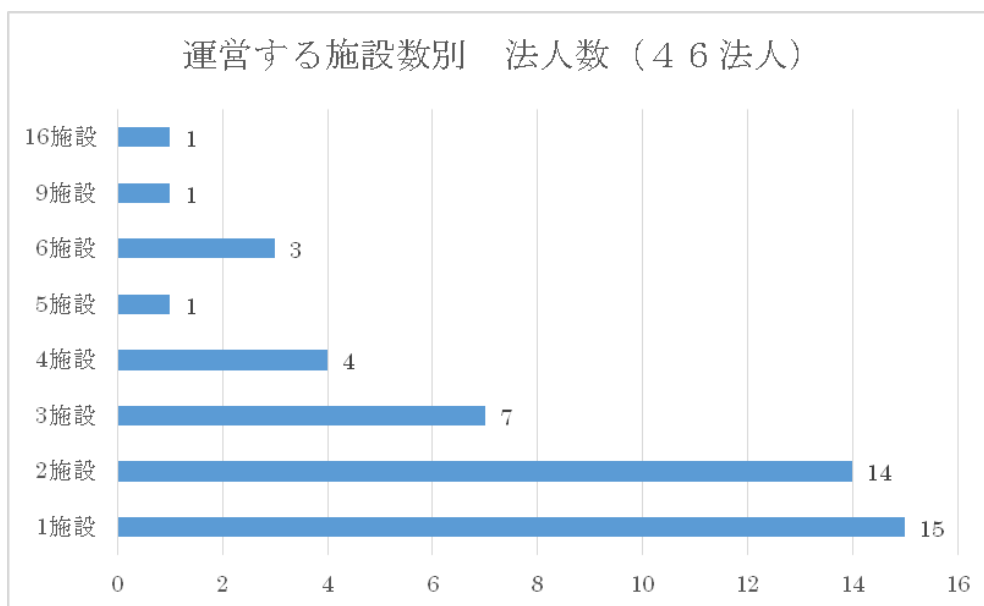
また、所管の法人数が多くなった1970年代は、全国的に、高齢化や核家族化、女性の社会進出等を背景に福祉ニーズが増大し、社会福祉法人も増えていった時期です。

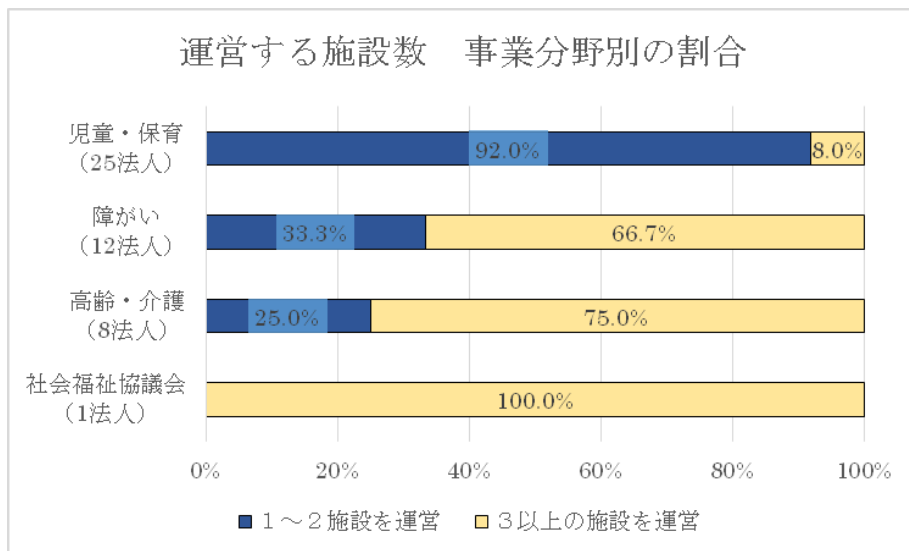
○ 事務所所在の状況（2015年3月1日現在）





○ 運営する施設数（2015年3月1日現在）





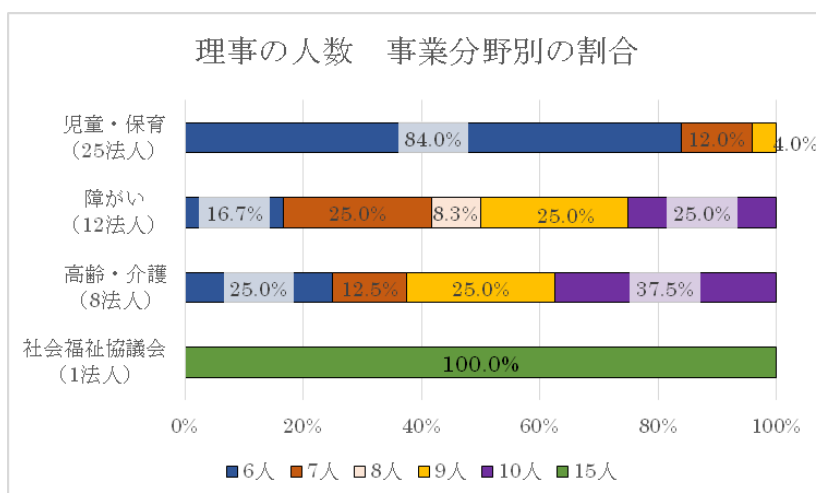
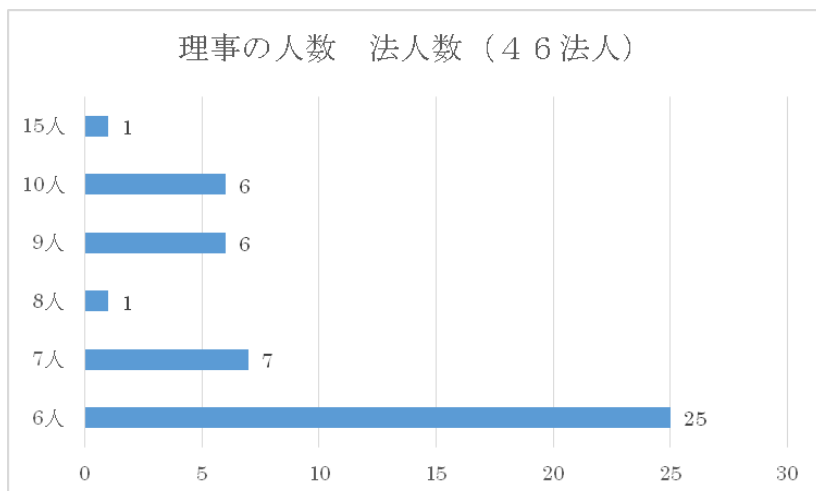
※ 保育園の分園は本園に含めて集計しています。

1法人で運営する施設は、1施設が15法人と一番多く、全体の8割が3施設までの運営となっています。町田市所管の法人は、小規模な法人が多く、その中でも児童・保育分野の法人の約9割が、2施設までの運営に留まっています。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした様々な事業を行っており、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助事業、福祉サービス利用援助事業、放課後児童健全育成事業、障害者共同生活援助事業等全てをあわせると16の施設で事業を行っています。

2 経営組織

○ 理事の人数（2015年3月1日現在）

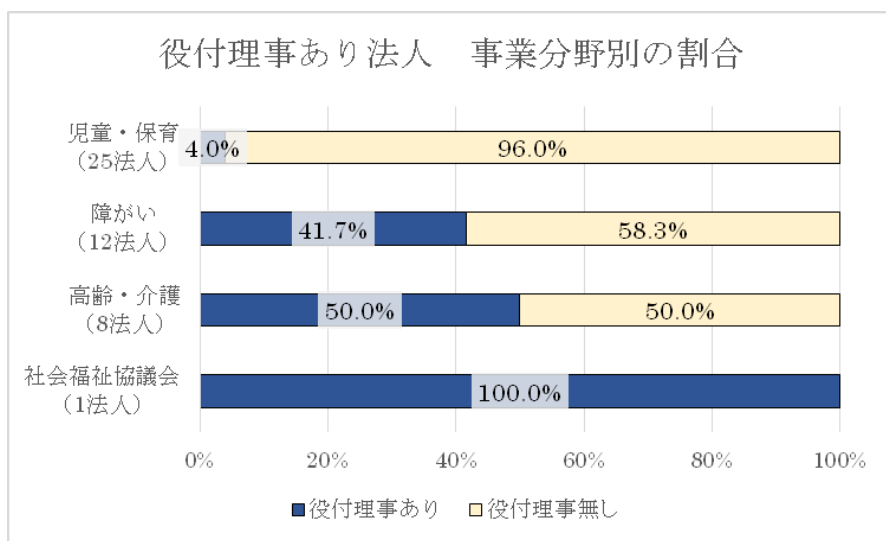
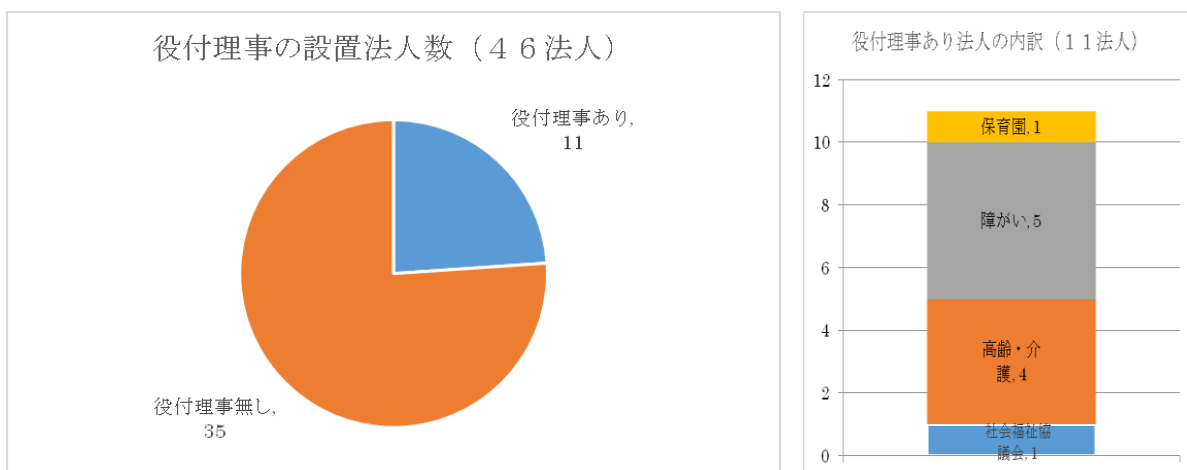


理事の人数は、国通知で6人以上とされているため、最低数である6人を置く法人が半数以上を占めています。その中でも、運営する施設数が少ない児童・保育分野の法人の8割強（21法人）が6名体制をとっています。一方、運営施設数が多い高齢・介護分野では9人・10人の理事を置く法人が半数以上を占めています。法人の規模によって理事の人数に違いが表れています。

15人の理事を置くのは社会福祉協議会です。これは社会福祉法上、市域内の社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者等の過半数が社会福祉協議会に参加することとされているため、理事についても相応の人数が配置されています。

○ 役付理事の設置状況（2015年3月1日現在）

役付理事とは、副理事長や常務理事といった法人内の役割を明確にした役職付きの理事です。必要に応じ定款を変更することにより役付理事を設置することができます。

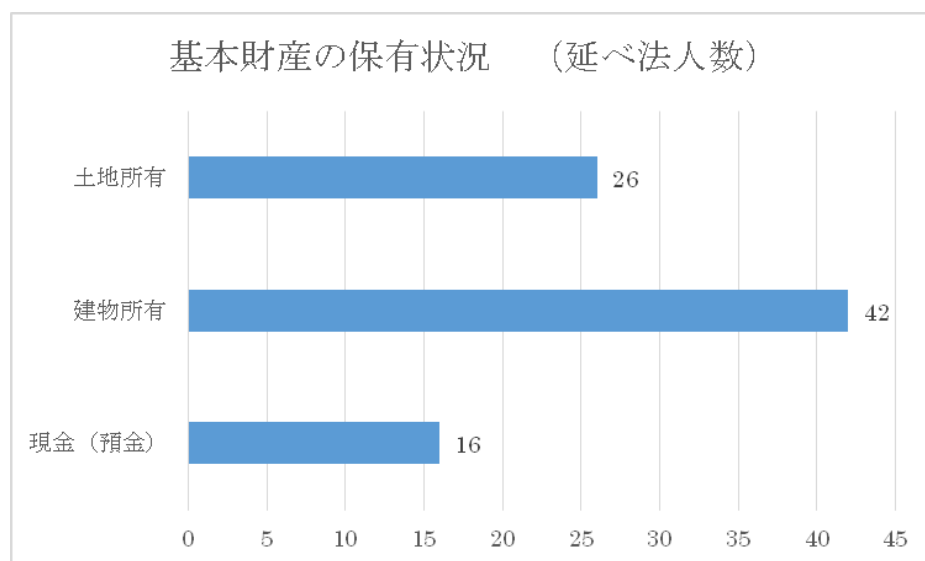


高齢・介護分野、障がい分野の法人が常務理事等の役付理事を設置する傾向があります。複数の施設・事業の経営を統括するための理事が必要とされているものと考えられます。

3 資産状況

法人の資産状況を年度当初に各法人から提出される「現況報告書」の「財務諸表」の数値を基に見ていきます。「現況報告書」は、社会福祉法で提出が義務付けられている報告書です。

○ 基本財産の保有状況（2014年3月31日現在）

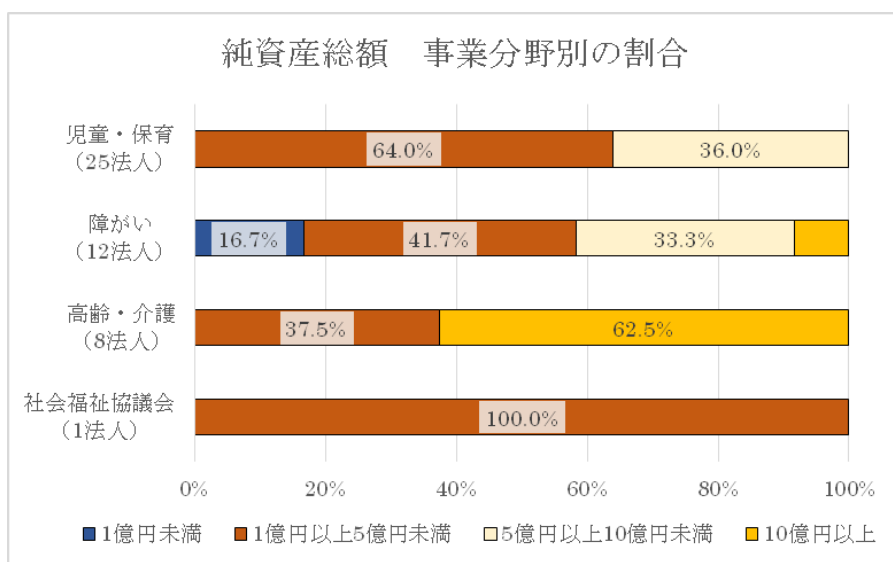
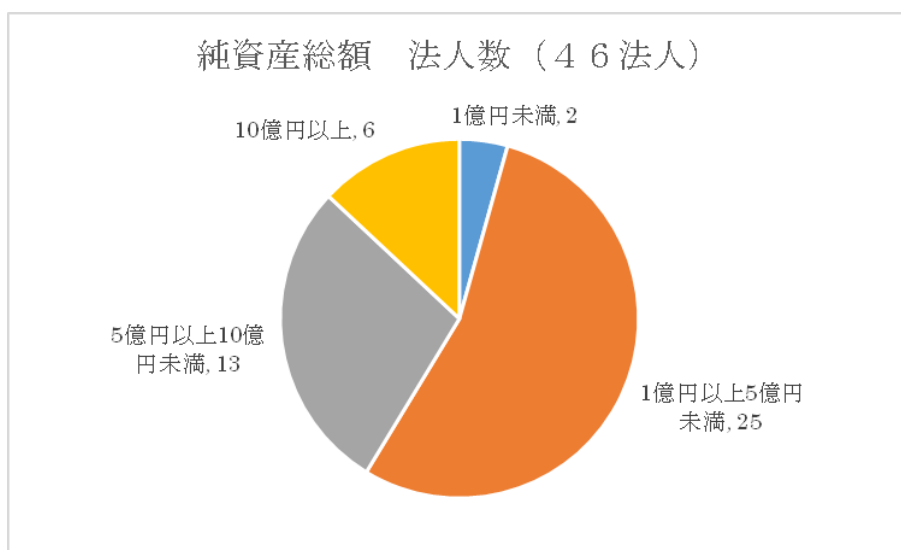


※ 基本財産は、社会福祉法人の資産の区分の一つで、社会福祉施設の用に供する不動産（土地及び建物）や、財政基盤となる資産（現金、預金等）があります。基本財産は法人存続の基本となるもので、定款に規定します。また、処分や担保提供する場合には、原則として所轄庁の承認が必要です。

※ 不動産を保有しない法人は、一定額以上の基本財産に位置づけた現金（預金）を保有しています。

町田市が所管している46法人の中で、基本財産として土地及び建物を定款に規定している法人は26法人ありました。建物のみを定款に規定している法人は17あり、町田市又は東京都が所有している土地を無償で借用し事業を行っています。不動産を保有していない3法人では、町田市から土地及び建物を無償で借用して事業を行っているケースや町田市が所有する行政財産の目的外使用許可を得て事業を行っているケースが見られます。

○ 資産規模の状況（2014年3月31日現在）

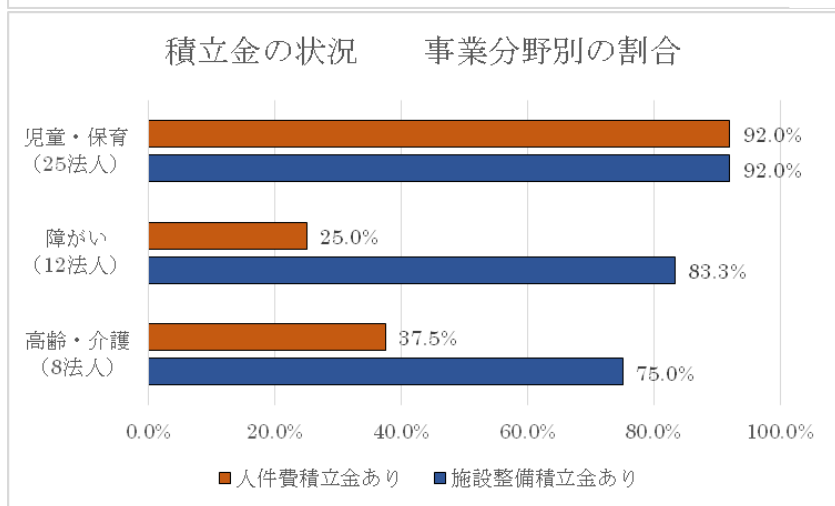
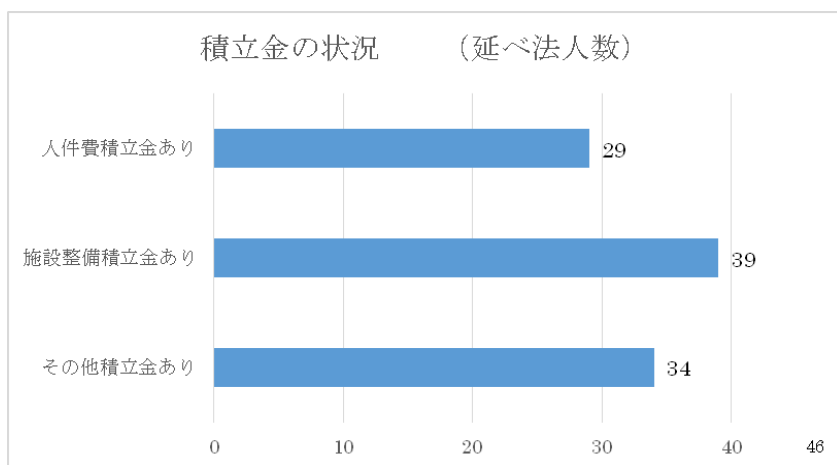


※ 純資産とは、資産と負債の差額で表される法人の自己資金であり、資産規模を示すものです。

純資産総額で見ると高齢・介護分野の法人が上位を占めており、資産規模が大きい傾向であるといえます。高齢・介護分野の法人は、施設の土地、建物ともに所有していることが多く、また、特別養護老人ホームのように運営施設の規模も大きいため、資産規模が大きくなっていると考えられます。

○ 積立金の状況（2014年3月31日現在）

社会福祉法人は、事業活動の結果発生する収支差を、社会福祉事業を実施するための土地、建物の購入や設備投資、借入金の返済、積立金等にあてています。積立金とは、将来かかる費用や損失に備えるために積立てるものです。



積立金の状況 事業分野別の平均金額（単位：千円）

事業分野	人件費積立金	施設整備積立金
児童・保育	41,951	78,633
障がい	2,894	19,309
高齢・介護	20,740	92,904

※ 社会福祉協議会は1法人のみのため、事業分野別の傾向が表れないことから、集計から除いています。

※ 人件費積立金、施設整備積立金以外の積立金を除いています。

児童・保育分野では、国の通知に基づき一定の積立を行うこととなっており、ほとんどの法人が行っています。

障がい分野、高齢・介護分野では、人件費にかかる積立より施設整備にかかる積立を行っている法人が多い傾向にあります。これは、両分野とも施設数が多く、また高齢・介護分野は施設の規模も多いことから、施設・設備の大規模修繕を実施又は予定する法人が多いことが主な要因と考えられます。

なお、積立金を計上していない法人は4法人ありました。積立金の取崩しを行った直後であることや、積立を行わず現金預金として保有している等の理由が考えられます。

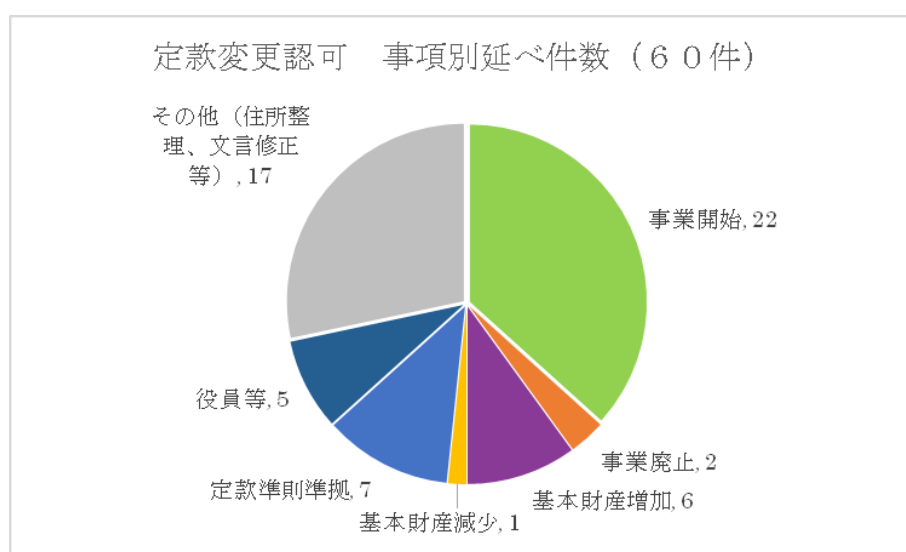
4 事業運営

社会福祉法人の事業運営について、認可の実績で見ていきます。

認可は、社会福祉法人からの申請に対して町田市長が所轄庁として認可し、その効力を生じさせる行為です。認可には、法人の設立認可、法人間の合併認可・法人の解散認可・法人が定款を変更する際に必要な定款変更認可があります。

次のグラフは、定款変更認可申請の実績になります。なお、設立認可・合併認可・解散認可については実績がありません。

○ 認可実績（2015年3月31日現在）



このグラフには、法人の事業活動等に起因する定款変更認可申請の件数を掲載しています。

全法人が認可申請の対象になった「社会福祉法の改正に伴う所轄庁変更」の件数は、法人の傾向が表れないため、計上していません。

事業開始に伴う定款変更認可が22件と一番多くなっています。これは、児童・保育分野の「地域子育て支援拠点事業」、障がい分野の「特定相談支援事業」など、新たな施設整備の必要がない事業実施に伴うものです。

また、基本財産の増加に伴う定款変更は、主に施設の老朽化に伴う建替えによるものです。

事業分野別にみると児童・保育分野では、「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業」の追加に関する定款変更がありました。子育て支援のニーズの高まりを受け、保育所の経営に加えた、子育て支援にかかる動きが多く見受けられます。

障がい分野では、新規事業開始の動きがあるものの、定款に規定する障害福祉サービス事業の中に多くの事業が包含されるため、認可件数は少ない傾向にあります。特定相談支援事業の開始が一定件数みられます。

高齢・介護分野では、特に公益事業の追加にかかる定款変更がみられました。既存事業の利用者ニーズや地域の福祉ニーズへ対応する動きがあります。

※ 町田市所管の社会福祉法人が経営している事業は、資料編に掲載しています。

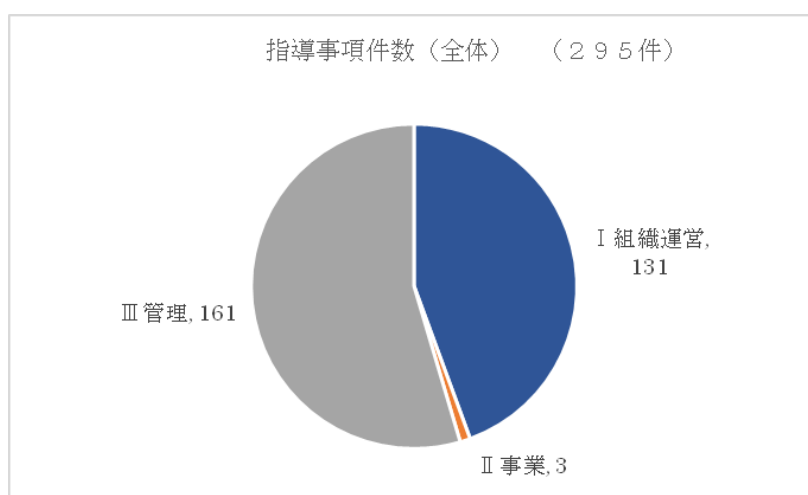
5 適正性

社会福祉法人の運営管理等の適正性を指導検査の指導事項で見ていきます。

指導検査は、適正な法人運営と円滑な事業経営の確保を目的に、所轄庁が社会福祉法人に対して実施するもので、2013年度・2014年度の2か年で町田市の所管全法人に対して実施しました。

※ 指導検査では、改善報告を法人に求める「文書指摘事項」と、改善報告を求めない「口頭指導事項」に分けて指導しています。ここでは両方を合わせて「指導事項」としています。

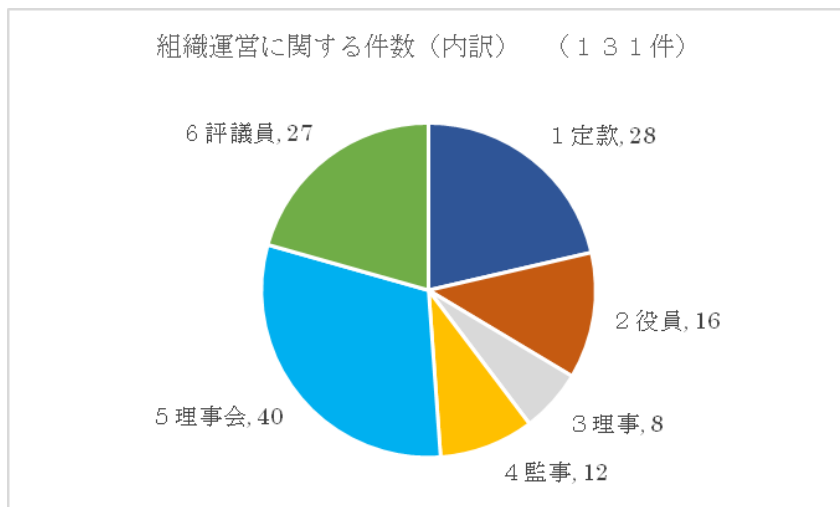
(1) 指導事項件数（全体）



指導検査は、指導事項を3つの項目（組織運営、事業、管理）に分けて整理しています。

全体の指導事項を、各項目に分けて集計すると、定款・役員・理事会等の組織運営に関する件数が44%、人事管理・資産管理・会計管理等の管理に関する件数が55%と全体をほぼ二分しています。事業の適切さや事業実施のための資金確保等の事業に関する件数は1%に留まっています。これは、実施している事業については適正に行われていますが、法人組織や財務管理の分野について課題があることを示しています。

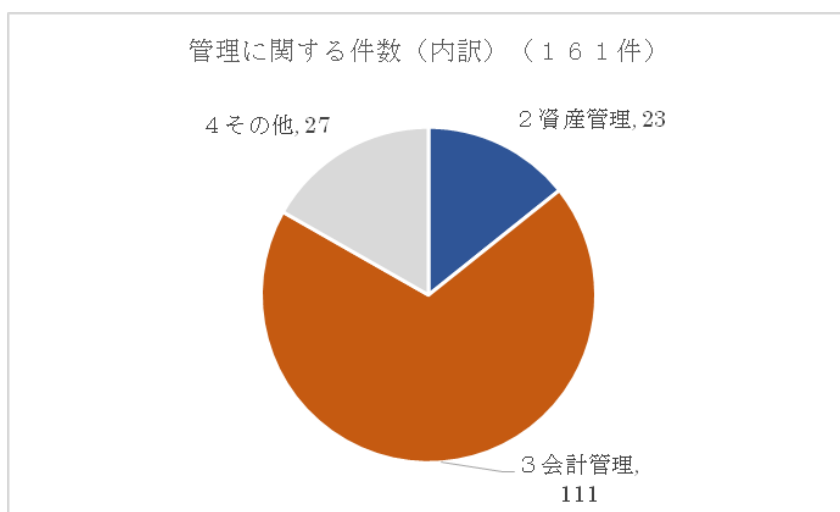
(2) 組織運営に関する件数（内訳）



定款、役員、理事等の法人の組織運営に関する指導事項件数になります。理事会に関する項目が40件と一番多く30%を占めています。うち20件が「議事録は発言者とその要旨等を正確、具体的に記録し、審議の経過を明確にすること」という指導内容です。次いで定款に関する項目が多く20%を占め、うち事業追加・廃止や基本財産の変更等を定款に反映させていない「定款変更手続き未了」の件数が半数以上になります。理事会審議や事業実施等の実態は適正に行われていますが、その後の事務処理に課題があります。

また、評議員会は、社会福祉法上、任意設置（国通知で措置事業、保育所、介護保健事業のみを行う法人以外には設置を求めている。）であり、町田市所管法人では23法人が設置しています。23法人に対して指導事項件数27件は多く、評議員会の位置付けやその対応への課題があります。

(3) 管理に関する件数（内訳）



人事管理、資産管理、会計管理等に関する指導事項件数になります。施設長の任免、職員研修計画整備、就業規則・給与規程などの法人の人事に関する項目で指導事項はありませんでした。人事管理については適正に処理されています。

一方、会計管理に関する項目が一番多く、指導事項の70%を占めています。中でも、契約の事務手続きに関する項目が21件と一番多く、次いで決算諸表の整備に関する項目が17件となっています。組織運営と同様、事務処理への課題が見えてきます。また、決算諸表については、社会福祉法人に適用される会計基準に対する誤った解釈が原因と考えられます。また、法人自らが定めた経理規程に反する処理も多く見られます。

その他の8割弱（27件中21件）は、登記に関する項目で登記手続きの遅延によるものになります。ここでも事務手続きに課題が見られます。

6 法人が抱える課題や課題に対する法人運営の向上に向けた取り組みの事例

2か年の指導検査の結果から得た法人運営上の課題と、これに対する法人の取り組み事例を、3つのテーマに絞って紹介します。

(1) 役員・評議員（役員等）の選出と、その機能強化への取り組み

役員等の選任や世代交代を課題と感じている法人や、役員等の交代時において、定められた選任要件を欠いてしまっている法人が散見されました。なかには、役員等は形式的な存在と認識している法人役員もいました。

①役員等の選出の取り組み

法人運営に、多様な意見を反映させるため、評議員の任期を原則1期とすることで、就任の敷居を低くしている事例がありました。この取り組みでは、退任する評議員のなかから役員候補者を提案するなど、法人を取り巻く人材の層を厚くすることにも繋がっているようでした。

②役員等の構成の確認、選任不適切への取り組み

役員・評議員名簿に選任区分や必要人数を明記し、交代時に選任が必要な区分が明らかとなるよう工夫している事例が多く見られました。

また、最初の就任年月日（又は何期目か）を明記し、改選や理事長職務代理者指名の参考としている法人、定款細則に役員定年を定めている法人もありました。長期の在任を否定するものではありませんが、実質的な終期を明確にした方が、職務に取り組みやすいとの意見がありました。

③役員職務の明確化と法人運営改善への取り組み

法人が抱える多様なニーズや課題に対応するため、理事に担当業務を割り振り、職員とともにチームを組み、課題に取り組んでいる事例がありました。

業務負担は生じますが、法人と施設が課題を共有し、連携した取り組みをすることにより、双方の理解が深まり、円滑に法人運営や業務の改善を進められることが期待できます。

(2) 理事会・評議員会（理事会等）の運営改善への取り組み

①決算書の理解向上に関する取り組み

決算書の情報開示が求められるなか、利用者等から、財務諸表だけでは内容が理解できないとの意見を受けた法人がありました。また理事会等でも、決算書を席上配布するものの、質疑等が一切ない法人もありました。

一方で、理事会等の審議にあたっては、事前に会計事務所等に着眼点（前年度、予算との比較、変化の理由など）を整理してもらい、会議開催通知にあわせ、決算書の送付に加え、その着眼点や、当日審議してほしい内容を書面にて伝え、役員等からの積極的な発言を促している事例が見られました。

決算書に限らず、月次報告や事業報告・事業計画でも同様ですが、的確な審議により、将来のリスクを軽減し、より良い法人運営にも繋がるものと考えられます。

②理事会等における陪席の取り組み

会議の事務局以外に、理事ではない施設長や職員を、理事会に陪席させている事例が多く見られました。新規採用職員や人事異動の紹介を兼ね、職員を出席させている事例や、複数施設を運営する法人で、施設のリーダー層を陪席させることで、(1)の③でも触れたように、業務の改善に努めていました。

③苦情対応向上の取り組み

苦情対応については、何をどの程度共有し、対処すべきかを悩んでいる法人が多く見られました。

これに対し、第三者委員が理事会に毎回出席してもらい、苦情に関し迅速な対応ができるようにしている事例がありました。法人の規模や会議開催の頻度にもよりますが、法人の実情に合わせ、理事会の場を活用することも、選択肢に入れてほしいと思います。

(3) 法人における監査体制強化への取り組み

① 監事監査の効率化の取り組み

決算期の監事監査以外に、監事が各施設に赴き、書類の確認や職員からの聞き取りを行っている事例が見られました。2～3か月に1回、半年毎など、頻度は様々ですが、それぞれの法人で、年1回では実質的な事業の把握や監査が難しいとの認識から、自発的に取り組まれたとのことでした。

監事監査では、チェックシート等の作成を指導・助言していますが、これらの事例でも、「月次会計監査」、「実務監査」等の書式を定め、報告された結果を法人・施設で共有し、運営改善に活用していました。

② 内部監査の取り組み

法人が内部監査を行う事例も多く見られました。小規模法人でも、普段は事務に従事しない職員が決算書類を点検している事例がありました。

また複数の施設を経営する法人の事例ですが、法人として「内部検査報告書」という統一書式を定め、施設毎に検査結果と改善計画を記入することにより、事務処理手順や帳票類の統一化を図っていました。この結果、事務処理の効率が高まり、施設間の職員異動もしやすくなったとのことでした。

以上は、各法人が取り組んでいる事例のほんの一部ですが、現在、社会福祉法人に係る諸制度の大幅な見直しが進められています。その結果、町田市所管の社会福祉法人も、運営改善が強く求められるようになります。

改善には、多少の負担や混乱も伴うこととは思いますが、これを契機とし、内外の取り組み事例も参考に、改善を一歩一歩進めていただきたいと思います。

第2 資料編

1 認可実績

定款変更事項別の認可件数 2013年度、2014年度合計

定款変更事項		実件数	事項別延べ件数
事業	開始	22	22
	廃止	2	2
基本財産	増加	5	6
	減少	1	1
社会福祉法改正に伴う所轄庁変更		34	44
定款準則準拠		3	7
評議員会		0	0
役員等		3	5
その他		1	17
合計		71	104

※ 1つの申請における定款変更事項が複数ある場合、実件数1件として扱います。

※ 定款準則とは、国通知で示された、標準的な社会福祉法人定款のモデルです。
社会福祉法人の定款はこれに基づいて定めます。

定款変更の主な事項は次のとおりです。

- ・ 所轄庁の変更……条文中の「東京都知事」を「町田市長」に変更
- ・ 新規事業の開始…社会福祉事業、公益事業、収益事業の開始
- ・ 基本財産の増加…社会福祉事業の用に供する土地・建物の取得

2 指導検査実績

市所管の社会福祉法人及び指導検査実施結果 2013年度、2014年度合計

主な事業分野	法人名	所在地 [※]	検査日	
児童・保育分野 (25法人)	1	基督教児童福祉会	町田市下小山田町2745-1	2014年7月15日
	2	愛恵会乳児院	町田市小山町3191-3	2013年10月22日 2014年10月3日
	3	蓮倫会	町田市小山町2502	2013年10月31日
	4	紫峰会	町田市木曽東2-8-1	2014年7月23日
	5	蘭会	町田市木曽東4-13-7	2014年10月21日
	6	香楓会	町田市小野路町1416	2013年11月12日
	7	つくし会	町田市鶴間411-4	2014年10月23日
	8	光琳会	町田市玉川学園3-35-48	2014年12月18日
	9	ユニケ福祉会	町田市山崎町457	2014年11月26日
	10	新生会	町田市木曽西1-34-1	2014年7月29日
	11	町田南保育園	町田市金森東4-36-8	2014年12月4日
	12	愛育会	町田市原町田6-27-10	2014年9月11日
	13	高技会	町田市高ヶ坂588-1	2014年9月30日
	14	芳美会	町田市真光寺3-1-6	2013年11月8日
	15	揺籃会	町田市成瀬7-10-7	2013年7月16日
	16	悌愛会	町田市常盤町3465-1	2013年7月11日
	17	こひつじ会	町田市原町田2-11-5	2015年1月14日
	18	慶松会	町田市大蔵町2177-2	2013年9月20日
	19	一穂会	町田市成瀬が丘3-22-1	2013年7月23日
	20	やすらぎ会	町田市小山田桜台1-18	2013年10月1日
	21	三輪愛光会	町田市三輪町82-7	2013年7月25日
	22	三泉会	町田市金井町2938-14	2013年10月16日
	23	飛翔会	町田市金森6-37-18	2013年9月4日
	24	光彩会	町田市小川1274-2	2014年11月11日
	25	明社会	町田市広袴町543-1	2013年11月14日
障がい分野 (12法人)	1	富士福祉会	町田市野津田町1832-5	2013年12月5日
	2	白峰福祉会	町田市根岸2-31-5	2014年12月2日
	3	ボワ・すみれ福祉会	町田市下小山田町3160	2014年10月29日
	4	コメント	町田市原町田5-4-19	2013年11月28日
	5	ウィズ町田	町田市木曽西2-17-16	2014年9月25日
	6	空	町田市下小山田町3160	2014年10月9日
	7	地の星	町田市成瀬8-9-14	2014年12月16日
	8	つぼみの家	町田市相原町2983-157	2013年9月10日
	9	まちだ育成会	町田市山崎町1214-1	2014年9月18日
	10	紫苑の会	町田市金森東1-25-20	2013年12月12日
	11	クラブハウス町田	町田市森野3-19-13	2013年11月21日
	12	愛の鈴	町田市忠生2-7-9	2013年10月3日
高齢・介護分野 (8法人)	1	南町田ちいろば会	町田市鶴間329	2014年12月10日
	2	創和会	町田市成瀬台3-24-1	2013年10月29日
	3	七五三会	町田市原町田5-1-12	2015年1月20日
	4	竹清会	町田市小山ヶ丘1-2-9	2014年11月13日
	5	町田真弘会	町田市真光寺町1172	2013年9月26日
	6	嘉祥会	町田市下小山田町2729-2	2013年10月10日
	7	悠々会	町田市能ヶ谷4-30-1	2013年9月18日
	8	町田市福祉サービス協会	町田市森野4-8-39	2014年11月6日
社会福祉協議会 (1法人)	1	町田市社会福祉協議会	町田市原町田4-9-8	2014年9月4日 2014年9月5日
合計 46法人				

※法人定款に定める事務所の所在地

3 事業実施状況（2015年3月1日現在）

事業種別	社会福祉法上の事業名称	各法人の定款※に掲げる事業数の合計
社会福祉事業 (児童・保育)	乳児院	1
	児童養護施設	1
	障害児通所支援事業	2
	放課後児童健全育成事業	3
	子育て短期支援事業	1
	地域子育て支援拠点事業	10
	一時預かり事業	13
	小規模住居型児童養育事業	1
	保育所	25
社会福祉事業 (障がい)	授産施設	1
	障害福祉サービス事業	15
	一般相談支援事業	2
	特定相談支援事業	2
	移動支援事業	2
社会福祉事業 (高齢・介護)	特別養護老人ホーム	6
	軽費老人ホーム	1
	老人居宅介護等事業	7
	老人デイサービス事業	3
	老人短期入所事業	7
	小規模多機能型居宅介護事業	1
	認知症対応型老人共同生活援助事業	3
	老人デイサービスセンター	5
	老人福祉センター	1
社会福祉事業 (社会福祉協議会)	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等	8
公益事業	障がい者就労・生活支援、地域包括支援センター、居宅介護支援等	28
収益事業	自動販売機の設置、介護用品及び福祉用具の販売等	3

※ 定款とは、法人の名称、目的等を定めた法人運営の根本規則です。定款の内容を変更する場合には、変更内容に応じて、所轄庁への認可申請又は届出が必要です。

第3 関連ホームページ

1 町田市ホームページ（社会福祉法人の認可等・指導検査）

<http://www.city.machida.tokyo.jp/iryoyo/tiikihukusihoka/fukusininkasidou/index.html>

次の資料等がご覧いただけます。

- ・ 所轄庁が行う社会福祉法人関連の事務概要
- ・ 指導検査実施に関する事務取扱要領及び検査基準
- ・ 指導検査における文書指摘事項及び改善状況
- ・ 各種申請様式
- ・ 町田市が所管する社会福祉法人の現況報告書及び決算書

町田市トップページ (<http://www.city.machida.tokyo.jp/>) からアクセスする場合
医療・福祉 の [一覧へ](#) から⇒[地域福祉](#)⇒[社会福祉法人の認可等・指導検査](#) へ

2 東京都福祉保健局ホームページ（指導検査基準等）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/youkoutou/sidoukijyun.html>

社会福祉法人の施設サービス検査を行っている東京都福祉保健局のホームページです。東京都の指導検査における指導検査実施方針や施設サービス検査の基準がご覧いただけます。

3 とうきょう福祉ナビゲーション

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/index.html>

東京の福祉に関する総合情報サイトです。福祉関連の最新情報が掲載されており、各区市の福祉事業所が検索できるほか、福祉サービス第三者評価の結果がご覧いただけます。

町田市所管の社会福祉法人について（報告書）

2015年3月発行

編 集 町田市地域福祉部福祉総務課認可指導係
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
町田市庁舎7階（窓口番号703）
電話番号 （042）724-4094
ファクス番号（050）3101-0928

<庁内印刷> 刊行物番号 14-96

みんなで支えあって

